

岡山大学消防団規程

〔平成16年4月1日〕
岡大規程第44号

改正 平成17年3月24日規程第 2号
平成18年3月 9日規程第39号
平成21年3月27日規程第33号
平成22年3月31日規程第48号
平成24年3月30日規程第18号
平成28年3月31日規程第25号
平成30年3月30日規程第33号

(組織)

第1条 岡山大学（以下「本学」という。）において、消防法（昭和23年法律第186号）その他の法令に基づき防火及びその他非常時に対応する目的を達成するため本学全職員及び学生をもって岡山大学消防団（以下「消防団」という。）を設け次の組織をもつて構成する。

消防団本部

第1分団 文学部，教育学部，法学部，経済学部，理学部，薬学部，工学部，環境理工学部，農学部，教育学研究科，社会文化科学研究科，自然科学研究科，環境生命科学研究科，医歯薬学総合研究科（薬学系），ヘルスシステム統合科学研究科，法務研究科，異分野基礎科学研究所，附属図書館及び本部（国立大学法人岡山大学事務組織規程（平成16年岡大規程第1号）第3条に規定する事務組織，第4条に規定する部（各々が事務所掌する全学センター，機構及びその他の組織を含む。）及び第21条に規定する事務部等をいう。）

第2分団 医学部，歯学部，岡山大学病院，保健学研究科，医歯薬学総合研究科（薬学系を除く。）及びヘルスシステム統合科学研究科

第3分団 資源植物科学研究所

第4分団 教育学部附属幼稚園，附属小学校及び附属中学校を含む。

第5分団 惑星物質研究所

第2条 消防団本部及び第1分団は，本学本部内に，第2分団は医学部内に，第3分団は資源植物科学研究所内に，第4分団は教育学部附属中学校内に，第5分団は惑星物質研究所内にそれぞれ置く。

（本部長及び副本部長）

第3条 消防団本部に，本部長及び副本部長を置く。

- 2 本部長は，部務を総理し本部を代表する。
- 3 本部長は，学長をもつて充てる。
- 4 副本部長は，本部長を補佐し，本部長事故ある時はその職務を代理する。
- 5 副本部長は，事務局長をもつて充てる。

（総務班）

第4条 消防団本部に，総務班を設け班長，主査及び班員を置く。

- 2 班長は，本部長の指揮を承けて庶務及び連絡を統理する。
- 3 主査は，班長の指揮に従い班務を掌理する。
- 4 班員は，上司の指揮に従い班務に従事する。

5 班長事故ある時は、主査、主査事故ある時は、班員中より代理を命ずる。

6 班長、主査及び班員は本部長が命免する。

(分団長)

第5条 第1条の各分団に分団長を置く。

2 分団長は、分団を総理し、分団を代表する。

3 分団長は、本部長が命免する。

(分団規程)

第6条 分団長は、この規程に基づき、各分団ごとに分団規程を設け本部長の承認を受けるものとする。

第7条 本部は、各分団を指揮し、常時総合訓練を企画するとともに施設の整備点検等に注意して火災予防と消火に万全を期さなければならない。

(防火責任者)

第8条 各分団長は、建物別防火責任者を任命し本部長の承認を受けるものとする。

(報告)

第9条 非常に際しては、速かに分団長は消防団本部に急報しなければならない。

(経費)

第10条 消防団本部に要する経費は、本部負担とする。ただし、分団経費は、分団所属の各部局負担とする。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。